

# 食品添加物の不使用表示 に関するガイドラインについて



令和4年4月  
消費者庁食品表示企画課

# 本日の内容

1. 義務表示事項としての添加物表示
2. 食品添加物表示制度に関する検討会
3. 食品添加物の不使用表示に関するガイドライン
4. 普及啓発
5. 表示の見直し

# 本日の内容

1. 義務表示事項としての添加物表示
2. 食品添加物表示制度に関する検討会
3. 食品添加物の不使用表示に関するガイドライン
4. 普及啓発
5. 表示の見直し

# 食品添加物とは

## 定義

食品衛生法第4条では、食品添加物は次のように定められている

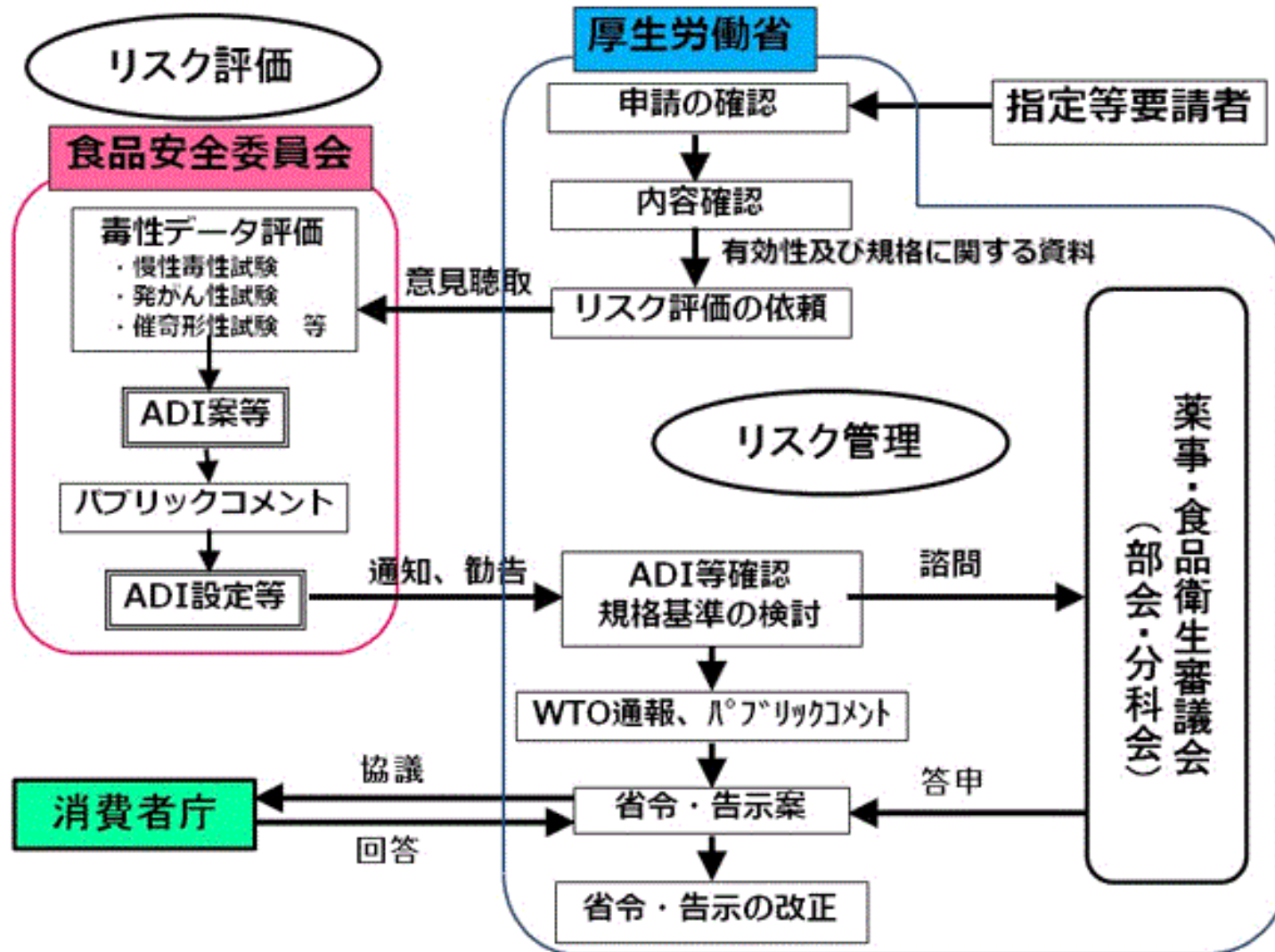
“食品の製造の過程において又は食品の加工若しくは保存の目的で、食品に添加、混和、浸潤その他の方法によつて使用する物”

### <食品添加物の分類>

指定添加物	472品目	安全性と有効性が確認され、国が使用を認めたもの
既存添加物	357品目	我が国において広く使用され、長い食経験があるものについて、例外的に使用が認められている添加物
天然香料	約600品目	植物、動物を基原とし、着香の目的で使用されるもの
一般飲食物添加物	約100品目	通常食品として用いられるが、食品添加物として使用されるもの

(品目数は令和4年4月現在)

# 食品添加物の指定



# 食品添加物表示(加工食品)

○ 原則として、使用した全ての添加物を「物質名※<sup>1</sup>」で食品に表示。

## 表示例

原材料名：小麦粉、砂糖、植物油(大豆を含む)、鶏卵、アーモンド、バター、  
異性化液糖、脱脂粉乳、洋酒、でん粉

添加物※<sup>2</sup>：ソルビトール、**膨張剤**、**香料**、**乳化剤**、**着色料(カラメル、カロテン)**、  
**酸化防止剤(ビタミンE、ビタミンC)**

添加物表示部分

<例外>

一括名表示

用途名併記

## 添加物表示の例外

<p>一括名で表示可</p>	<p>複数の組合せで効果を発揮することが多く、個々の成分まで全てを表示する必要性が低いと考えられる添加物や、食品中にも常在する成分であるため、一括名で表示しても表示の目的を達成できるために認められている。ただし、次長通知において列挙した添加物を、示した定義にかなう用途で用いる場合に限る。 例：飲み下さないガムベース、通常は多くの組合せで使用され添加量が微量である香料、主に調味料として使用されるアミノ酸のように食品中にも常在成分として存在するもの等</p>	<p>イーストフード、ガムベース、かんすい、酵素、光沢剤、香料、酸味料、調味料、豆腐用凝固剤、苦味料、乳化剤、pH調整剤、膨張剤、チューインガム軟化剤</p>
<p>用途名併記</p>	<p>消費者の関心が高い添加物について、使用目的や効果を表示することで、消費者の理解を得やすいと考えられるものは、用途名を併記する。 例：甘味料(サッカリンNa)、着色料(赤色3号)、保存料(ソルビン酸)</p>	<p>甘味料、着色料、保存料、増粘剤、酸化防止剤、発色剤、漂白剤、防かび剤</p>
<p>表示不要</p>	<p>最終食品に残存していない添加物や、残存してもその量が少ないため最終食品に効果を発揮せず期待もされていない添加物等については、表示が不要。</p>	<p>加工助剤、キャリアオーバー、栄養強化の目的で使用※<sup>3</sup></p>

※<sup>1</sup> 物質名は、簡略名等を用いることができる。

※<sup>2</sup> 原材料名の欄に原材料名と明確に区分して表示することができる。

※<sup>3</sup> 特別用途食品、機能的表示食品については表示が必要。また、食品表示基準別表第4で別途定める表示を要する食品もある。

# 本日の内容

1. 義務表示事項としての添加物表示
2. 食品添加物表示制度に関する検討会
3. 食品添加物の不使用表示に関するガイドライン
4. 普及啓発
5. 表示の見直し

# 食品添加物表示制度に関する検討会について

## 検討会構成委員

有田 芳子	主婦連合会 会長
稲見 成之	東京都福祉保健局健康安全部食品監視課長
上田 要一	一般社団法人日本食品添加物協会専務理事
浦郷 由季	一般社団法人全国消費者団体連絡会代表理事兼事務局長
大熊 茂	一般社団法人全国スーパーマーケット協会 事業部教育研修課調査役
坂田 美陽子	公益社団法人全国消費生活相談員協会 食の研究会副代表
佐藤 恭子	国立医薬品食品衛生研究所食品添加物部長
武石 徹	一般財団法人食品産業センター企画調査部部長
中垣 俊郎	京都府立医科大学大学院医学研究科 医療レギュラトリーサイエンス学教授
西島 基弘	実践女子大学名誉教授(座長)
森田 満樹	消費生活コンサルタント

## 検討会スケジュール

2019年  
4月

第1回

- ・食品添加物表示制度をめぐる情勢
- ・今後の進め方等について

第2回～第3回

- ・関係者ヒアリング(消費者、事業者等)

第4回～第7回

- ・論点整理及び論点に沿った個別議論

第8回

- ・報告書骨子(案)に関する議論

2020年  
2月27日

第9回

- ・報告書(案)に関する議論



# 「食品添加物表示制度に関する検討会報告書」の概要

消費者基本計画(平成27年3月24日閣議決定)を踏まえ、2019年度に有識者による検討会を9回開催し、同年度末に報告書を取りまとめ、公表した。

## 現行制度の概要

### ○一括名、簡略名・類別名表示 / 用途名の表示

食品添加物は、物質名で表示する他、一部の添加物は、一括名等で表示が可能。

### ○無添加、不使用の表示

- ・消費者の誤認を招く無添加表示の存在
- ・具体的な表示禁止事項の解釈を示す通知が不明確。
- ・「人工甘味料」、「合成保存料」等の用語が無添加表示のためだけに使用。

### ○栄養強化目的で使用した添加物の表示

- ・一部の食品(ジャム類等)を除き、表示が不要。

### ○普及、啓発、消費者教育

- ・食品添加物やその表示に関し、消費者の理解が進んでいない。

## 今後の整理の方向性

- 物質名等で表示を求める消費者からの要望
- ・見やすさ、なじみがある、表示可能面積不足等から、**現行制度を維持。**
- ・使用した個々の物質や目的について、事業者が消費者へ自主的な情報提供を実施。

- ・表示禁止事項を明確化するため、**「無添加表示」に関するガイドラインを策定。**
- ・消費者の誤認を防止する観点から、**「人工」、「合成」の用語を削除。**

- ・消費者の分かりやすさの観点から、**原則全ての加工食品に表示する方向で検討。**
- ・事業者の影響等の調査や消費者委員会食品表示部会の「表示の全体像」も踏まえる必要。

- ・行政機関、消費者、事業者団体が**連携し**、対象とする**世代に応じたアプローチ**を実施。

# 「食品添加物表示制度に関する検討会報告書」の概要

消費者基本計画(平成27年3月24日閣議決定)を踏まえ、2019年度に有識者による検討会を9回開催し、同年度末に報告書を取りまとめ、公表した。

## 現行制度の概要

### ○一括名、簡略名・類別名表示 / 用途名の表示

食品添加物は、物質名で表示する他、一部の添加物は、一括名等で表示が可能。

### ○無添加、不使用の表示

- ・消費者の誤認を招く無添加表示の存在
- ・具体的な表示禁止事項の解釈を示す通知が不明確。
- ・「人工甘味料」、「合成保存料」等の用語が無添加表示のためだけに使用。

### ○栄養強化目的で使用した添加物の表示

- ・一部の食品(ジャム類等)を除き、表示が不要。

### ○普及、啓発、消費者教育

- ・食品添加物やその表示に関し、消費者の理解が進んでいない。

## 今後の整理の方向性

- 物質名等で表示を求める消費者からの要望
- ・見やすさ、なじみがある、表示可能面積不足等から、**現行制度を維持。**
  - ・使用した個々の物質や目的について、事業者が消費者へ自主的な情報提供を実施。

- ・表示禁止事項を明確化するため、**「無添加表示」に関するガイドラインを策定。**
- ・消費者の誤認を防止する観点から、**「人工」、「合成」の用語を削除。**

- ・消費者の分かりやすさの観点から、**原則全ての加工食品に表示する方向で検討。**
- ・事業者の影響等の調査や消費者委員会食品表示部会の「表示の全体像」も踏まえる必要。

- ・行政機関、消費者、事業者団体が**連携し**、対象とする**世代に応じたアプローチ**を実施。

# 今後の整理の方向性：「人工」、「合成」の用語を削除

## 令和2年7月に食品表示基準を一部改正

別表第6（添加物の用途）の改正

甘味料	改正前	甘味料、人工甘味料又は合成甘味料
	改正後	甘味料
着色料	改正前	着色料又は合成着色料
	改正後	着色料
保存料	改正前	保存料又は合成保存料
	改正後	保存料
(略)		

別表第7（添加物の物質名の代替となる語（一括名））の改正

(略)		
香料	改正前	香料又は合成香料
	改正後	香料
(略)		

- 2020年7月16日公布及び施行
- 経過措置期間として、2022年3月31日までに製造され、加工され、又は輸入される加工食品（業務用加工食品を除く。）及び同日までに販売される業務用加工食品の添加物の表示については、なお従前の例によることができることとしている。

# 本日の内容

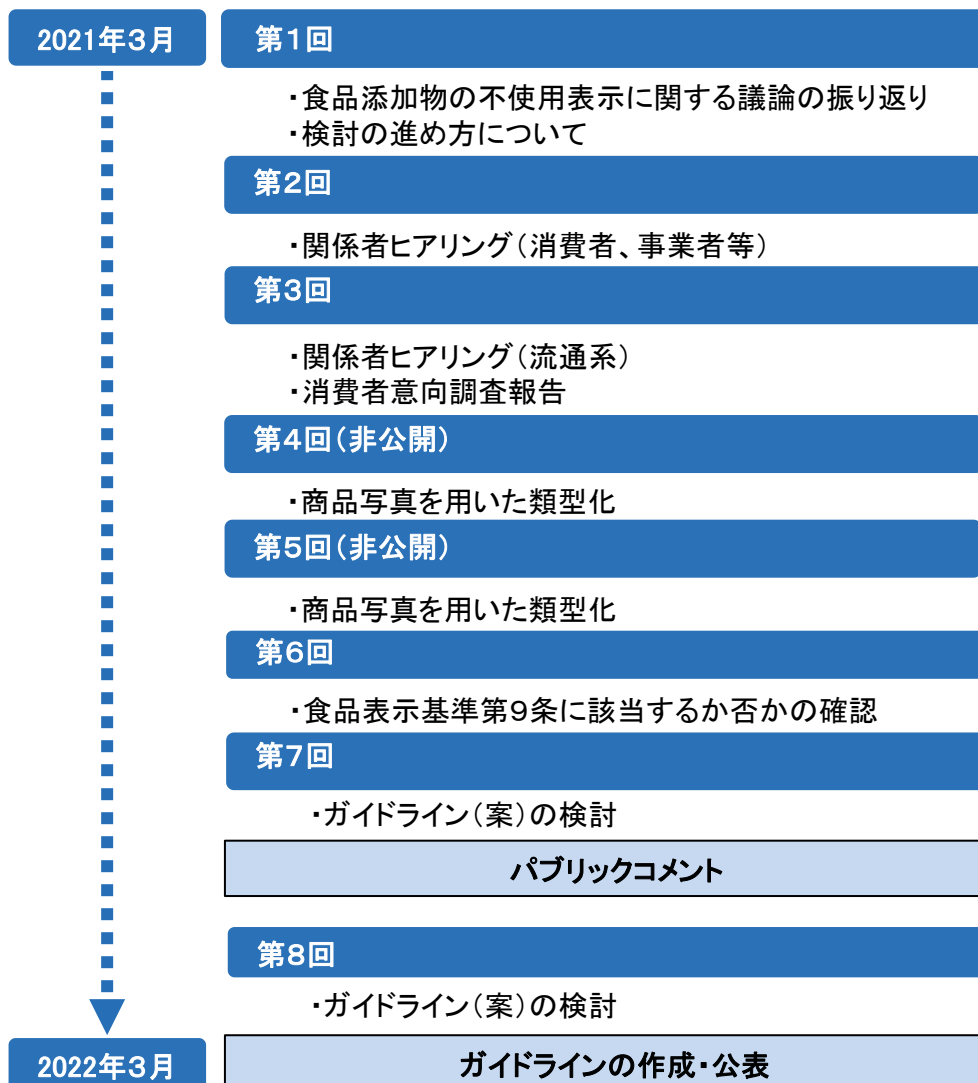
1. 義務表示事項としての添加物表示
2. 食品添加物表示制度に関する検討会
3. **食品添加物の不使用表示に関するガイドライン**
4. 普及啓発
5. 表示の見直し

# 今後の整理の方向性:「無添加表示」に関するガイドラインを策定

## 検討会委員

有田 芳子	主婦連合会 常任幹事
池戸 重信	公立大学法人宮城大学 名誉教授 (座長)
上田 要一	一般社団法人日本食品添加物協会 参与
浦郷 由季	一般社団法人全国消費者団体連絡会 代表理事兼事務局長
斉藤 俊二	株式会社セブン-イレブンジャパン QC・物流管理本部QC部 統括マネジャー
坂野 譲	株式会社イトーヨーカ堂 QC部 総括マネージャー
菅 聡一郎	弁護士
武石 徹	一般財団法人食品産業センター 企画調査部 部長
戸部 依子	公益社団法人日本消費生活アドバイザー・ コンサルタント・相談員協会消費生活研究所 所長
村 千鶴子	弁護士/東京経済大学現代法学部 教授
横山 和弘	イオントップバリュ株式会社 テクノロジスト部 部長

## 検討会スケジュール



# 食品添加物の消費者理解の現状

(平成29年度～令和2年度消費者意向調査報告書から)

問62 あなたは、「食品添加物」は、安全性が評価されたものや我が国において広く使用されて長い食経験のあるものとして国に認められたものが、食品の加工又は保存の目的で使用されていることを知っていますか。

調査年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
はい	35.8%	35.7%	36.3%	40.3%
いいえ	64.2%	64.3%	63.7%	59.8%

# 食品添加物の不使用表示に関するガイドラインの位置付け

## ガイドラインの位置付け

「食品表示基準Q&A」(平成27年3月30日消食表第140号消費者庁食品表示基準企画課長通知)の別添として策定

食品添加物の不使用表示に関して、消費者に誤認等を与えないよう留意が必要な具体的事項をまとめたもの

食品添加物の不使用表示を一律に禁止するものではない

食品関連事業者等が、食品表示基準第9条に規定された表示禁止事項に当たるか否か自己点検を行う際に用いることができるもの

## ガイドラインの適用範囲

一般用加工食品の容器包装における、食品添加物の不使用表示について適用  
(食品表示基準第9条第1項を準用する場合においても、ガイドラインを準用することになる  
:業務用加工食品等)

# 食品表示基準第9条に該当するおそれが高い場合

「添加物が不使用である旨」の表示は、任意表示  
事実在即している限り、表示を行うか否か、表示の方法について、食品関連事業者等に委ねられている

➡ 食品添加物の不使用表示は多岐にわたる

消費者に誤認を与える表示は、食品表示基準第9条で禁止

➡ どのような表示が消費者に対する正確な情報提供となる表示なのか、どのような表示が消費者に誤認を与える表示なのか等は、詳細に規定するものではない



実際に存在する不使用表示一つずつについて、9条に該当するか否かを列挙することは困難



不使用表示を行うに当たり注意すべき表示を10の**類型**に分けた



類型の中で、**食品表示基準第9条に該当するおそれが高いと考えられる表示**を整理した

消費者に対して正確な情報提供  
を行うための留意点となるもの

実際の食品添加物の不使用表示が食品表示基準第9条に規定された表示禁止事項に該当するか否かは、各類型のうち、表示禁止事項に該当するおそれが高いと考えられる場合に当てはまることだけではなく、商品の性質、一般消費者の知識水準、取引の実態、表示の方法、表示の対象となる内容などを基に、ケースバイケースで全体として判断するものである



# 表示を作成する際に注意すべき10類型

類型1: 単なる「無添加」の表示

類型2: 食品表示基準に規定されていない用語を使用した表示

類型3: 食品添加物の使用が法令で認められていない食品への表示

類型4: 同一機能・類似機能を持つ食品添加物を使用した食品への表示

類型5: 同一機能・類似機能を持つ原材料を使用した食品への表示

類型6: 健康、安全と関連付ける表示

類型7: 健康、安全以外と関連付ける表示

類型8: 食品添加物の使用が予期されていない食品への表示

類型9: 加工助剤、キャリーオーバーとして使用されている(又は使用されていないことが確認できない)食品への表示

類型10: 過度に強調された表示

類型1	単なる「無添加」の表示
-----	-------------

本類型のうち、表示禁止事項に該当するおそれが高い場合として以下のようなものが考えられる。対象を明示せず単に無添加と表示をすると、何を添加していないのかが不明確であるため、添加されていないものについて消費者自身が推察することになり、一般的に消費者が推察した内容が事業者の意図と異なる場合には内容物を誤認させるおそれがある。



類型2	食品表示基準に規定されていない用語を使用した表示
-----	--------------------------

本類型のうち、表示禁止事項に該当するおそれが高い場合として以下のようなものが考えられる。

食品衛生法において、食品添加物には化学的合成品も天然物も含まれており、いずれも使用が認められている。

食品表示基準において、食品添加物の表示は化学的合成品と天然物に差を設けず原則として全て表示することとし、「食品表示基準について」(平成27年3月30日消食表第139号消費者庁次長通知)でも、食品添加物の表示において「天然」又はこれに類する表現の使用を認めていない。なお、食品表示基準における人工及び合成の用語は、令和2年7月に削除されている。

化学調味料の用語は、かつてJAS規格において使用されていたが、平成元年には削除されており、食品表示基準において使用されたことはない。

人工、合成、化学及び天然の用語を用いた食品添加物の表示は適切とはいえず、こうした表示は、消費者がこれら用語に悪い又は良い印象を持っている場合、無添加あるいは不使用と共に用いることで、実際のものより優良又は有利であると誤認させるおそれがある。



※ 当該イラストは特定の商品を指しているものではありません。

## 類型3

## 食品添加物の使用が法令で認められていない食品への表示

本類型のうち、表示禁止事項に該当するおそれが高い場合として以下のようなものが考えられる。食品添加物に関する法令において当該食品添加物が使用されることはない旨を知らず、当該食品添加物が使用された商品を望んでいない消費者は、当該商品は不使用表示のない商品よりも優れている商品であると読み取るおそれがあり、実際のものより優良又は有利であると誤認させるおそれがある。



マヨネーズには、調味料(アミノ酸等)、酸味料、着色料及び香辛料抽出物以外の添加物は使用できない。

使用できない(又はされていない)添加物を、無添加あるいは不使用と表示している。

類型4	同一機能・類似機能を持つ食品添加物を使用した食品への表示
-----	------------------------------

本類型のうち、表示禁止事項に該当するおそれが高い場合として以下のようなものが考えられる。消費者が、食品添加物が含まれている食品を回避したいと考えている場合で、不使用表示の食品添加物と、それと同一機能、類似機能を有する食品添加物の違いが表示において分からない場合、当該商品は、当該不使用表示の食品添加物を使用している商品よりも優れている商品であると読み取るおそれがあり、実際のものより優良又は有利であると誤認させるおそれがある。



名称	おにぎり
原材料名	うるち米（国産）、 調味梅干 し、・・・/ グリシン

日持ち向上効果が期待される  
グリシンが使用されている。

※ 当該イラストは特定の商品を指しているものではありません。

# 食品表示基準第9条に該当するおそれが高い場合

類型5

同一機能・類似機能を持つ原材料を使用した食品への表示

本類型のうち、表示禁止事項に該当するおそれが高い場合として以下のようなものが考えられる。  
食品の特定の成分のみを抽出したこと等により、当該食品との科学的な同一性が失われていると考えられるもので代替することは、社会通念上食品であると考えられるもので代替することとは異なる。しかし、消費者が、食品添加物が含まれている食品を回避したいと考えている場合で、社会通念上食品であるとは考えられないもので代替されていると認知しない場合、当該商品は、食品添加物を使用した商品よりも優良又は有利であると誤認させるおそれがある。

不使用表示と共に同一機能、類似機能を有する原材料について明示しない場合、消費者が当該原材料の機能であると分からず、他の原材料による機能が作用していると読み取るおそれがあり、内容物を誤認させるおそれがある。



名称	白だし
原材料名	醤油（国内製造）、本みりん、・・・、酵母エキス、・・・
内容量	500ml

アミノ酸が主成分である  
酵母エキスが使用されている。



類型6	健康、安全と関連付ける表示
-----	---------------

本類型のうち、表示禁止事項に該当するおそれが高い場合として以下のようなものが考えられる。  
食品添加物は、安全性について評価を受け、人の健康を損なうおそれのない場合に限って国において使用を認めていることから、事業者が独自に健康及び安全について科学的な検証を行い、それらの用語と関連付けることは困難であり、実際のものより優良又は有利であると誤認させるおそれがある。また、内容物を誤認させるおそれがある。



※ 当該イラストは特定の商品を指しているものではありません。

類型7	健康、安全以外と関連付ける表示
-----	-----------------



本類型のうち、表示禁止事項に該当するおそれが高い場合として以下のようなものが考えられる。

おいしい理由として食品添加物の不使用表示をする際に、おいしい理由と食品添加物を使用していないこととの因果関係を説明できない場合には、実際のものより優良又は有利であると誤認させるおそれがある。

「保存料不使用なので、お早めにお召し上がりください」と「開封後」に言及せずに表示することで、期限表示よりも早く喫食しなければならないという印象を与えた場合には、食品表示基準第3条の規定により表示すべき事項の内容と矛盾するおそれがある。

商品が変色する可能性の理由として着色料不使用を表示する際に、変色と着色料の用途との関係について説明ができない場合には、内容物を誤認させるおそれがある。



類型8

食品添加物の使用が予期されていない食品への表示



本類型のうち、表示禁止事項に該当するおそれが高い場合として以下のようなものが考えられる。

当該食品添加物が使用された商品を望んでいない消費者は、同種の製品で一般的に食品添加物が使用されることがないため食品添加物の使用を予期していない状況においては特に、当該商品は不使用の表示がない商品よりも優れている商品であると読み取るおそれがあり、実際のものより優良又は有利であると誤認させるおそれがある。

# 食品表示基準第9条に該当するおそれが高い場合

類型9	加工助剤、キャリアオーバーとして使用されている(又は使用されていないことが確認できない)食品への表示
-----	--

本類型のうち、表示禁止事項に該当するおそれが高い場合として以下のようなものが考えられる。  
食品添加物の表示については、当該食品の原材料の製造又は加工の過程まで確認を行うことが必要であり、一括表示外であっても、確認結果に基づいた表示を行わない場合、内容物を誤認させるおそれがある。



原材料に使用された食品添加物  
について確認ができていない。

※ 当該イラストは特定の商品を指しているものではありません。

類型10	過度に強調された表示
------	------------



本類型のうち、表示禁止事項に該当するおそれが高い場合として以下のようなものが考えられる。表示が事実であれば直ちに表示禁止事項に該当するおそれがあるとはいえないが、容器包装のあらゆる場所に過度に強調して不使用表示を行うことや、一括表示欄における表示と比較して過度に強調されたフォント、大きさ、色、用語などを用いることが、消費者が一括表示を見る妨げとなり、表示上の特定の食品添加物だけでなく、その他の食品添加物を全く使用していないという印象を与える場合、内容物を誤認させるおそれがある。

他の類型項目と組み合わせた際、他の類型項目による誤認を助長させるおそれがある。

# 本日の内容

1. 義務表示事項としての添加物表示
2. 食品添加物表示制度に関する検討会
3. 食品添加物の不使用表示に関するガイドライン
4. 普及啓発
5. 表示の見直し

## ガイドラインについて

行政や事業者団体は食品関連事業者等に対して、ガイドラインの活用方法について普及、啓発

食品関連事業者等は、消費者を誤認させるおそれが高い表示をしてしまうことを防ぐため、食品添加物に関する制度や知識を更に深めるとともに、消費者が表示をどのように受け止めるのかについて考えた上で、正しい情報が伝わるように表示内容を検討する



消費者が誤認するおそれがある表示が防止されることが期待される

## 食品添加物そのものについて

行政、消費者団体、事業者団体では、表示制度を含む食品添加物に関する普及、啓発を実施しており、それぞれの強みをいかして連携し、対象とする世代に応じたアプローチを行い、消費者における食品添加物の理解をさらに深めていく



消費者における食品添加物への正しい理解を促し、食品添加物に対する不安感の解消

# 本日の内容

1. 義務表示事項としての添加物表示
2. 食品添加物表示制度に関する検討会
3. 食品添加物の不使用表示に関するガイドライン
4. 普及啓発
5. 表示の見直し期間

# 表示の見直し期間

## 前提

ガイドラインの策定は食品表示基準に新たな規定を設けるものではない

➡ 本来は経過措置期間を要するものではない

## 現状

表示禁止事項に該当するおそれが高いと考えられる表示が行われている可能性がある



食品関連事業者等は、ガイドラインを用いて速やかに表示の「**自己点検**」を行う



必要に応じて、表示の「**見直し**」を行う(2年程度(令和6年3月末)の間に行うこと)

※期限表示が長く、長期間にわたり市場に流通する商品もあると考えられるため、上記期間に製造・販売等された加工食品が見直し前の表示で流通することはやむを得ないとするが、2年に満たない間においても、可能な限り速やかに見直しを行うことが望ましい